

暮らしサポート



「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報①

*「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

来訪した事業者が「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。

(当事者：70歳代 女性)

【ひとこと助言】

自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金がいかに支払われるのか、また、そもそも保険金が出るとはどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

見守り 新鮮情報②

*スマートフォン 買ったものの使いこなせない…

友達がスマートフォンを使っているのが便利そうと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方も何もかも分からないことを告げると、使い方を教えてくれるというので契約することにした。すると、スマートフォンの他に「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。しかし、スマートフォンもタブレットも使いこなせない。

(当事者：70歳代 男性)

【ひとこと助言】

初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）

◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎1 8 8 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

